

第五回國會 大藏委員會會議錄 第五号

昭和二十四年三月二十九日（火曜日）

午前十一時三十四分開議

出席委員

委員長 川野 芳滿君

理事小峯 柳多君 理事島村 一郎君

理事塚田十一郎君 理事宮崎 靖君

理事荒木萬壽夫君 理事川島 金次君

理事風早八十二君

岡野 清壽君 小山 長規君

佐久間 徹君 前尾三郎君

三宅 則義君 吉田 省三君

田中繼之進君 河田 賢治君

出席政府委員

大藏政務次官 中野 武雄君

委員外の出席者

専門員 黒田 久太君

専門員 榎木 文也君

三月二十八日

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七号）

金資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九号）

会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第二〇号）

同月二十九日

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案（内閣提出第二二号）

の審査を本委員会に付託された。

同月二十八日

食肉加工品の物品税撤廃の陳情書（日本食肉加工協合理事長吉武輝人外百六十名）（第三三三号）

会社等臨時措置法に関する陳情書

（大阪商工会議所会頭杉道助）（第三九号）

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

産業設備償還の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案（内閣提出第二二号）

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七号）

金資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九号）

会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第二〇号）

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案（内閣提出第二二号）

〇川野委員長 ただいまより會議を開きます。

産業設備償還の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案は、前会において質疑を終了いたしましたので、右法律案を議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。宮崎靖君。

〇宮崎委員 ただいま議題となつております産業設備償還の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案に対しては、民主自由党を代表いたしますして原案に賛成の意を表明いたします。

その理由を簡単に申し上げます。産業設備償還法なるものは、御承知のように戦時立法でありまして、終戦後の今日、しかも経済再建の過程にありま

す現時の状況といたしましては、そこに幾多の矛盾のあることは自他ともに認めるところであります。あるいは損失を生ずべかりしことも予想されたり、あるいは閉鎖機関としての処理に遅滞があつたり、いろいろの難点があることはこれは事実として認めざるを得ないわけでございますが、要は戦時中から参りましたかような跡始末がついておらぬといふことは、新しい基礎に立つて日本再建をいたす過程における一つの障害であらうと考えられますので、この際すみやかにこの損失の補償を行い、しかもすみやかに産業設備償還の特種清算事務を終つて、そうしてかような煩わしいものからはいち早くわれわれの頭を切りかえる。かようなことが適切であらうと思ひます。ここにこの設備償還の清算につきましては、やがて会計検査院においてその決算を審査せられる運びとなつていくやうであります。それらの順末につきましては、決算的処理におきましてさらにこれを批判するといひまして、ひとまずかゝる予想せられておりました十一億の補償をすみやかにすべきである。かように信じて、わが民主自由党は原案に對しまして、賛成の意を表する次第であります。

〇川野委員長 荒木萬壽夫君。

〇荒木委員 私は民主党を代表いたしますして、ただいまの議題に對しまして賛成の意を表するものであります。ただいまお話をありました通り、本件の今までの処理につきましては、政府側

におきましても措置適切でない部分があるようにも考へるのでありますけれども、一日も早くこの清算を遂げます意味において、かつまた今回の交付公債の限度額が、かつて本國會におきまして承認を與えておりましたところの補償契約の限度内に限られておる意味におきまして、一應適切であらうと存じますので、あえてその点は問わないことにいたしたいと思ふのであります。ただ補償契約期限を漫然と経過したように見受けられますことは、まことに遺憾でありまして、今後に対する事務の処理について、政府側の能率的な効果的な処置を切に希望いたしますと同時に、さらにこの設備償還の清算関係につきましては、本委員会としても大いに關心をもちまして、その結果を見守りたいと思へます希望を付しまして、賛成の意を表する次第であります。

〇川野委員長 川島金次君。

〇川島委員 私は日本社会党を代表いたしますして、本案に反対の意を表明するものでございます。この償還の予算外國庫の負担となるべき契約は、当時わが國が戦時下においてなされたる契約である。しかもこの契約は戦争に勝つということが、当時の政府において契約をなした前提となつておるといふことは、いかなる事実でもありません。しかも今やわが國は戦争の結果みじめな敗戦のどん底に陥つておる。單にこの種の問題だけに限らず、戦時中において行いました國民に対するむし

ろ欺瞞的な契約は、当然敗戦と同時に自主的に形式的にも失効となるべき性質のものであらうと私は思ふ。しかるに当初二十四億圓を限度として補償するといふ契約があつたからという名のもとにおいて、しかも閉鎖機関に指定されて以來、もうすでに三年の時日を経過しておる。このときにあつて新しき二十四年度の経済九原則の至上命令が出ておる。この新しい年度に入つたのでは、この種の救済ができなからうという狼狽のもとに、卒然としてこの種の法案が新しく設定されようとしておる。これは私は國民動労大衆の犠牲において、もはや精神的にも自主的にも失効となるべき性質であるこの法律を生かし、産業独占金融資本の救済をはかるやうという最も資本主義的な、反動的な性格を露骨に現わした法案であらうと思ふ。今や國民は、農民といわず動労者といわず全國の中小企業者といわず、過重なる負担に困憊しておる。閉店、閉業あるいは税のため

に発狂する者さえ出出し、さらに最近においては、全國的に税の過重に耐えかねて、投身自殺をするといふ事態が全國に数限りなく起つておる状態である。この國民の血税を、ひいてはもつて補わなければならぬやうなこの貴重なる國民資本をこの種の方面に投じて、一部金融産業資本家の救済に当てるといふことは、倫理的に申しまして

もまことに妥當でないと思ふ。これによつて生ずるところの資本家、産業家の損害は、みずからの企業の合理化

支出責任行為の認証に關し、必要な意見を表示することができる。

第十三條の五 支出責任行為の認証の職務は、支出責任行為の職務と相兼ねることができない。但し、特別の必要がある場合においては、政令で特例を設けることができる。

第十四條に次の一項を加える。

各省各廳の長は、前項の金額の範圍内であつても、支出責任行為の認証を受け、且つ、支出責任行為に關する帳簿に登録されたものでなければ支出することはできない。

第二十四條に次の一項を加える。

各省各廳の長は、前項の規定により、その所掌に屬する歳出金の支出に關する事務を他の官吏に委任しようとするときは、これを大蔵大臣に協議しなければならない。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 各省各廳の長又は前條第一項の規定により支出についてその委任を受けた官吏（以下支出官という。）は、政令の定めるところにより、大蔵大臣の指定する官吏（以下小切手等認証官という。）の認証を受けた後でなければ、小切手又は國庫金振替書を、債権者、出納官吏又は日本銀行に交付してはならない。

支出官は、前項の規定により認証を受けようとするときは、小切手又は國庫金振替書を小切手等認証官に送付してその認証を受けるものとする。

第二十五條の次に次の一條を加える。

第二十五條の二 小切手又は國庫金振替書の認証の職務は、歳出の支出の職務と相兼ねることはできない。

第四十七條中「第十三條の規定により契約等を行うことを委任された官吏、支出官、」を「支出責任行為担当官、支出責任行為認証官、支出官、小切手等認証官、」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。但し、昭和二十三年度分に関する契約等及び支出に關しては、なお、從來の例による。

2 會計法第一條に規定する會計年度に屬する歳入歳出の出納に關する事務を完結すべき期限は、当分の間、翌年度八月三十一日まで繰り延べることができる。

3 大蔵大臣は、會計法第二十五條の規定にかかわらず、昭和二十四年度中において小切手又は國庫金振替書の認証を大蔵省令で定める日限り停止することができる。

○中野政府委員 貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案提出の理由を、御説明申し上げます。

今回改正しようといはれまする目的は、貿易資金の不足を補足するため緊急措置を講じようとするものであります。まず第一は、貿易資金の不足を補充するため、借入金または融通証券の発行限度額の引上げであります。現行法定限度額は二百五十億円と相なつて

いるのであります。昭和二十二年度末において六十六億円借入済みとなつておりますので、昭和二十三年度における限度額の余裕額は、百八十四億円であります。しかし最近の民間貿易の発展によりまして、昭和二十三年度中における輸出物資の買入れ等に要する資金の支拂額は、約千九百五十億二千七百九万円と相なるのに対し、輸入物資の賣拂代金等による資金の受入額は、約八百六十二億三百九万円と相なつておりますので、前述の借入限度額を全額借り入れまして、なお現金支拂い上約四十九億二千三百九万円の資金不足となる次第でありますので、今回現行法定限度額二百五十億円を三百億円に引上げまして、貿易資金の不足を補足しようとするものであります。

第二は、現在貿易資金特別會計の歳入歳出の決算上の過剰金は、一般會計に繰入れることになっておりますが、これを貿易資金に組入れて、その増加に充てるように改正しようとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に會計法の一部を改正する法律案の提出の理由を、御説明申し上げます。今回改正しようといはれまする主要点は、財政法の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げた際にも、いささか言及いたしました通り、今般予算の執行を適正ならしめるため、新たに支出責任行為に対する認証の制度を設け、これに必要な規定を設けようとするものであります。

制と、小切手等の認証制度によるいわゆる支出統制によつておつたのであります。予算執行の最終段階たる支拂の面において、これに統制を加えることはいたしに弊害が伴い、本末転倒のそりを免れなかつたのであります。今回、この点について検討し、予算執行の第一段階である契約等の実施の面で統制を強化し、反面支出面からの統制はこれを極力簡素化しようとするものであります。すなわち、從來の契約等の計画を支出責任行為の計画と改称いたしますとともに、その統制範圍を全経費に拡張し、また新たに支出責任行為に關する認証制度を設け、この支出責任行為が法令または予算に違反することの有無等、その他計画の適否について、各省各廳の長の指定する認証官の審査を受けさせ、この面からの自律的統制によつて不当支出の抑制をはかり、健全財政の実現を期そうとするものであります。なお、支出責任行為の認証制度の創設に伴い、從來の小切手等の認証制度は、昭和二十四年度中適当と認める時期に、これを廃止しようとするものであります。

次は、出納完結期限を延長することについてであります。現下の経理事務の現情は、現行の法定期限たる七月三十一日までに出納事務を完結せしめることが非常に困難でありますので、これを當分の間、八月三十一日まで繰延べることができることとしたさうとするのであります。しかしこの改正によつて、決算の審査に影響を及ぼすことのないよう、歳入歳出の決算の會計検査院への送付の期限には変更を加えないもので、もつぱら事務当局の努力によつて、これをカバーしようとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

次に金貨金特別會計法の一部を改正する法律案提出の理由を、御説明申し上げます。

今回改正しようといはれまする点は、まず第一は、金貨金の不足を補足するための一般會計からの繰入金の限度額の拡張であります。金貨金特別會計におきましては、資金の運用といたしまして、貴金屬の賣買操作を行つておりますが、この操作を行うにあたりましては、産金法等によりまして、新産貴金屬は、全部買上げを要する一方、買上貴金屬の國內消費向けの拂下げにつきましては、これを必要最小量にとどめておりますので、その買上金額は、常に拂下金額を超過しておる状況であります。この賣買の不均衡から生ずる資金の不足を、一般會計からの繰入金及び日本銀行からの借入金をもつて、補填いたして來たのであります。一般會計からの繰入金は、その現行法定限度額六億円を、日本銀行からの借入金は、その現行法定限度額五億円を、すでにそれら繰入れまたは借入済みとなり、今後の買上資金に不足を生ずることとなつたのであります。よつてこの資金の不足額を一般會計からの繰入金をもつて補填いたしたいと考へる次第であります。しこうして、昭和二十四年度中における貴金屬の買上予定額は、約三十七億一千七百九万円、拂下見込額は、約十億九千四百九万円と相なる状況でありますので、差引現金支拂上、約二十六億三千三百九万円の資

金不足となる見込みであります。よつて現行の法定繰入限度額六億円を三十二億三千三百万円に増額し、金資金の運用を円滑にいたそうとするものであります。

第二は、この会計の繰越しに関する規定の整備であります。すなわちこれを財政法の規定に即應するよう改める必要がありますので、従来会計規則に規定してありました支拂義務の生じた経費を翌年度に繰越す規定は、この法律に掲げることとし、所要の改正をいたそうとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○川野委員長 それでは午前にはこれにて休憩し、午後一時より再開いたします。会計法の一部を改正する法律案、酒類配給公國法の一部を改正する法律案、金資金特別会計法の一部を改正する法律案、貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案、財政法の一部を改正する法律案について、質疑を継続いたしたいと存じます。

午後零時十一分休憩

午後四時四十三分開議

○川野委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

まず本日付託になりました昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案を議題とし、政府の説明を求めます。

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律

1 昭和二十四年に限り、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十一條第一項の規定による四月

予定申告書の提出及びその記載事項については、同年六月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十日までとする。

2 昭和二十四年に限り、所得税法第二十一條第六項中「三月三十一日」とあるのは、「五月三十一日」と読み替えるものとする。

3 昭和二十四年に限り、所得税法第三十條第一項に規定する第一期の納期は、同年六月一日から同月三十日限りとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○中野政府委員 ただいま議題となりました昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

所得税の第一期の申告及び納期は、現在四月一日から同月三十日までとなつておるのでありますが、税務行政の実情を見ますに、前年度の所得税の更正決定に対する処理が四月及び五月には残っており、さらに予定申告書の提出に対する指導等につきましても、若干の準備期間を必要とすると考えら

れるのであります。これらの事情を勘案いたしまして、昭和二十四年の所得税の四月予定申告書は、本年六月一日の現況によりこれを記載し、同月一日から同月三十日まで提出することとし、また所得税の第一期の納期も、六月一日から同月三十日までといたしますことが適当と考えられるのであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに賛成せられるよう切望いたす次第であります。

○川野委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

〔参照〕
産業設備官團の業務上の損失に対する政府補償等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年四月十三日印刷

昭和二十四年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局